

報道機関各位

箕輪町新型コロナウイルス若者検査費用補助金について

就職活動や、受験シーズンを迎え、やむを得ず県外との往来をしなければならない状況にある学生等の皆さんを対象に、新型コロナウイルス感染症の検査費用の一部を補助しています。

また、当補助金対象外の県内の方は、長野県で行う無料検査についてご案内します。

【箕輪町】

- 対象者**
- 1 町内に住所を有する学生で、就職活動及び受験のため県外との往来を行った方
 - 2 県外に居住する箕輪町出身者で、次のいずれかに該当し、箕輪町へ帰省するため検査を受けた方（帰省できなかった場合を含む）

(1) 学生

(高校生、予備校生、専修学校生、短大生、大学生、大学院生など)

(2) 平成11年4月2日から平成18年4月1日生まれの方

受検期間 令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

補助額等 ・PCR検査 上限額 20,000円 ・抗原定量検査 上限額 7,500円

その他 1人3回まで補助、詳細は別紙資料のとおり

【長野県】

こちらのサイトからご確認ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>

添付資料 有 無

企画振興課 若者・女性活躍推進係
(課長) 毛利 岳夫 (担当) 大井 紀彦
電話：0265-79-3152 (内線) 1161
FAX：0265-79-0230
E-mail：kizai@town.minowa.lg.jp

箕輪町新型コロナウイルス若者検査費用補助金

町では、就職活動や受験、引っ越し等のため、やむを得ず県外との往来をしなければならない状況にある学生等の皆さんを対象に、住民への感染拡大防止およびご家族の不安解消のため、新型コロナウイルス感染症の検査費用の一部を補助します。

対象者

- 1 町内に住所を有する学生で、就職活動及び受験等のため県外との往来を行った方
- 2 県外に居住する箕輪町出身者で、次のいずれかに該当し、箕輪町へ帰省するため検査を受けた方（検査結果が「陽性」により帰省できなかった場合を含む）
 - (1) 学生（高校生、予備校生、専修学校生、短大生、大学生、大学院生など）
 - (2) 平成11年4月2日から平成18年4月1日生まれの方

補助対象期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までに受けた検査が対象です。

対象となる検査

- ・ 県外への就職活動、受験等の場合は、帰宅後10日以内に受けた検査
- ・ 帰省の場合は、帰省日前1週間以内に受けた検査

※補助対象外…抗原定性検査、抗体検査、簡易キットなど

※PCR検査については、唾液等の検体を医療機関等に返送し検査する方法は対象

補助金の額

- ・ PCR検査 上限額 20,000円
- ・ 抗原定量検査 上限額 7,500円

※検査費用の実費金額を上限額の範囲で1人3回を上限に補助します。

申請方法

申請書に次の書類を添付し、下記申請先へ郵送または直接提出してください。

- ・ 検査費用領収書（氏名・検査方法・検査日の分かるもの）の原本又は写し
- ・ 学生証の写し、または在学を証明することのできる書類等の写し
（学生以外の方は、現在の居所が分かる書類等の写し）

申請期限 令和4年3月31日（3月31日直前に受検し、期限までに書類の提出が間に合わない可能性がある場合は、受検後速やかに下記までご連絡ください。）

※申請書は町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

https://www.town.minowa.lg.jp/kikaku/kikaku_kensa.html

申請・問合せ先

箕輪町役場 企画振興課（役場庁舎2階18番窓口）

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

電話：0265-79-3152（内線1152） メール：kizai@town.minowa.lg.jp

皆さんへのお願い

上伊那圏域では新型コロナウイルス感染症の陽性者が相次いで確認され、感染経路がわからない陽性者も増えています。

感染拡大防止のため、町民の皆さんに以下の点について、改めてお願いをしたいと思います。

○感染リスクが高い行動をできるだけ避け、慎重に行動するようお願いします。

○会食を行う際には、「信州版」新たな会食“のすゝめ”を守り、密な室内での大人数、長時間の会食とならないよう、家族・知人間でもご注意ください。

○県外への訪問等の往来は、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域との不要不急の往来は控えるようお願いします。

○医療従事者等に対する差別やいじめ、誹謗・中傷を行うことなく、人権に配慮したおもいやりのある行動をお願いします。

また、検査結果が陰性であっても、引き続き感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底し、慎重な行動をお願いします。

県外との往来を予定している皆さんには、大切な命を守るため、最大限のご協力をお願いします。『うつらない（自分を守る）』『うつさない（周囲を守る）』『ひろげない（地域を守る）』ための行動を改めて意識していただきたいと思います。